

# (仮称)東広島市立美術館基本設計について



※本資料の記載内容は基本設計段階のものであり、  
今後の実施設計で変更になる可能性があります。

# 1. 施設計画の概要

## (1) 基本理念

美術館では、市民が優れた美術作品を鑑賞するとともに、市民自らが創造的で多様な創作活動に参加することにより、芸術文化の振興やまちの賑わいを創出する力が生まれてきます。子どもから大人まで、美術を通して市民が豊かな時間を持ち、Artが暮らしとともに、あることを実感するとともに、生きる喜びに出会い、人やまちが育まれ、魅力ある地域社会を形成する美術館を目指します。

人を育み、まちを育み、東広島市独自の文化を育む美術館であり続けるために、美術館のミッションと4つの理念を設定します。

### 美術館のミッション

暮らしとともにあるArt、生きる喜びに出会う美術館

### 美術館の理念

鑑賞	ふれる	優れた文化や芸術にふれる
育成	はぐくむ	地域の文化や人をはぐくむ
創造	つくる	個性的な文化や創造し発信する
交流	つなぐ	人が集い、交わり、ひろがる

## (2) 計画概要

建築場所：東広島市西条栄町

9番1、9番2、9番3、9番4、9番5

敷地面積：1,805㎡

地域地区：商業地域 建ぺい率80% 容積率500%

建築面積：約1,400㎡

延床面積：約3,500㎡

構造：鉄筋コンクリート造

規模：地上4階

## (3) コンセプト

### 東広島市の文化芸術の核

新美術館と芸術文化ホールを関係づけるとともに、西条中央公園、プールバールを含む街区全体を文化と憩いに満ちたまちづくりの拠点とします。

### 公園やプールバールに連なるロビー空間をつくる

鑑賞だけでなく、参加体験のための機能空間を確保し、1階に公園やプールバールと一体となって、にぎわいをつくるロビー空間を設け、内部の活動が見えるファサードにより美術館への親しみを高めます。

### 賑わい空間の上に静かな空間を積み重ねる

1階に賑わい空間、2階・3階に静かな落ち着いた鑑賞空間を積み重ねた構成とし、鑑賞環境を確保しつつ、多様な機能が共存する施設とします。

### 市民利用を考慮した展示室配置

特別展や所蔵作品展の他、市民利用も考慮して、さまざまな展覧会に対応できるように、展示室を2室設けます。

## (4) 事業概要

### 整備スケジュール

実施設計：平成29年度

工事：平成30～31年度

開館：平成32年度中

### 概算工事費

約21億円

## 2. 平面計画



### 4階平面計画

- ・北側に空調機器を設置するための機械室を設けます。

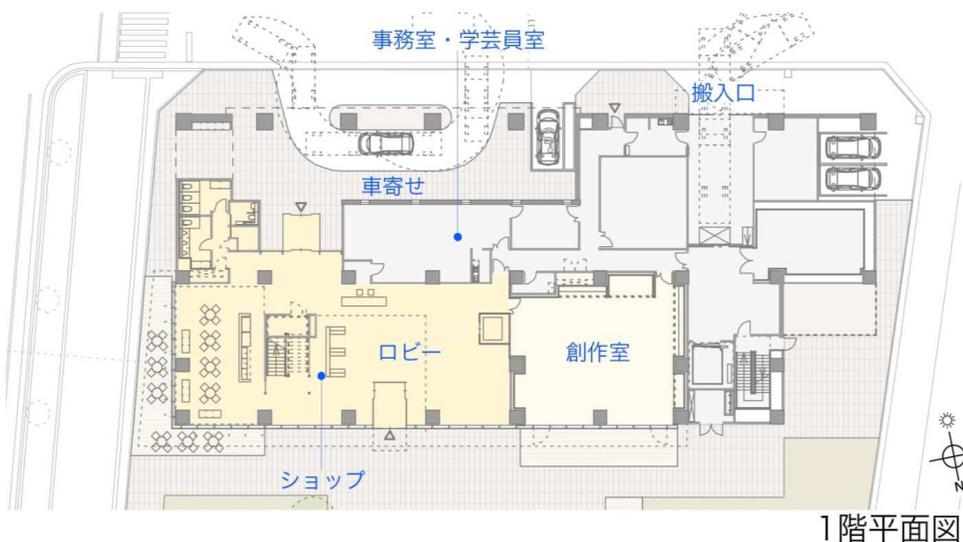
### 3階平面計画

- ・600㎡程度の展示室Aを設けます。
- ・展覧会の関連スペース（物販、展示紹介など）にも利用できる、展示ロビーを設けます。



### 2階平面計画

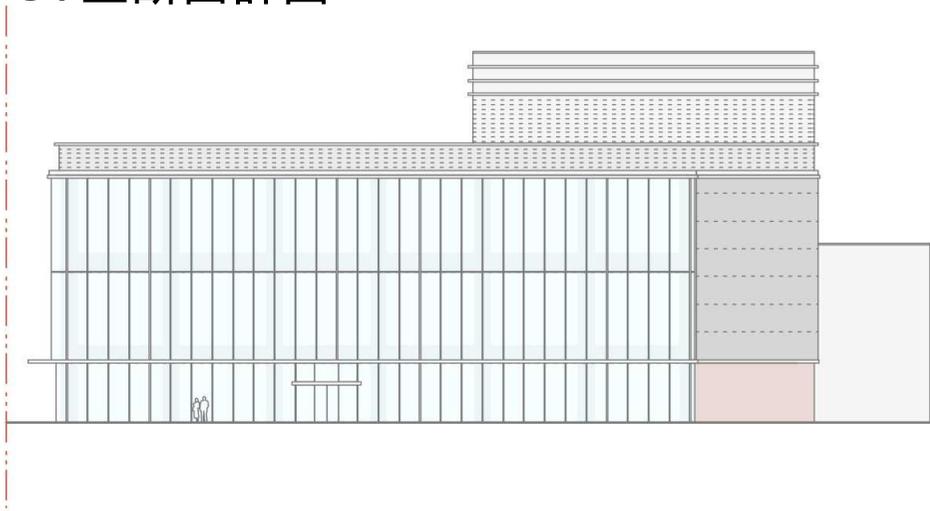
- ・300㎡程度の展示室Bを設けます。
- ・公園を臨む休憩スペースとしても利用できる展示ロビーを設ける。
- ・搬入及び展示室への作品移動距離が少ない2階に収蔵庫を設けます。



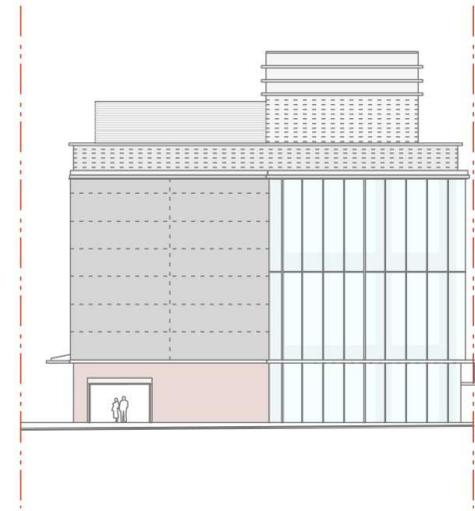
### 1階平面計画

- ・ロビー内には、公園とブルバール側から見える位置に休憩スペース、ショップ、公園に面した創作室等を設け、にぎわいのある空間とします。
- ・搬入エリアは南西側に集約し、美術館の円滑な搬入出に配慮した計画とします。

### 3. 立断面計画



北立面図

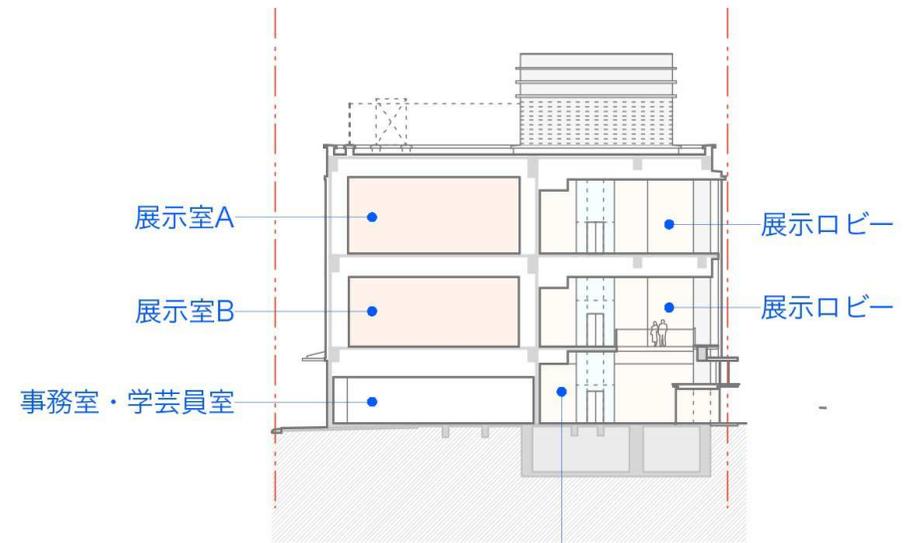


東立面図



ロビー

長手断面図



ロビー

短手断面図

## 4. 設備計画

### (1) 美術館の機能に適した設備計画

#### 空調設備

- ・ 美術品の展示・保管環境を一定に保つため、展示室、収蔵庫、一時保管庫は恒温恒湿空調とします。
- ・ 美術品に影響を及ぼさないよう、外気の導入にフィルターを設置します。

#### 給排水設備

- ・ 美術品への漏水リスクを回避するため、展示室、収蔵庫及び一時保管庫の天井内には水配管を行わない計画とします。

#### 電気設備

- ・ 省エネルギー性と美術品への影響を考慮し、照明設備は、全てLED照明を採用します。
- ・ 多様な展示計画に応じた機器を設置できるよう、拡張性の高い電源設備や情報設備などを計画します。
- ・ 美術品管理のため、防犯カメラなど防犯設備を設置し、セキュリティを強化します。

### (2) 省エネルギーに配慮した計画

- ・ 太陽光発電設備設置による自然エネルギーの利用
- ・ 昼光センサー・人感センサー採用による照明エネルギーの低減
- ・ インバータ搭載の空調設備の採用

## 5. 既存基礎構造物の活用

本敷地には鉄筋コンクリート造（一部、鉄骨造）13階建てのホテルとして計画された建物の既存基礎構造物があり、杭から1階柱脚まで施工されています。

美術館機能を適切に配置した平面計画を踏まえ、既存基礎構造物を効率よく活用し、上部構造を計画します。

## 6. バリアフリー計画

不特定多数の方が、安全に安心して、円滑かつ快適に利用できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）や広島県福祉のまちづくり条例の内容を踏まえ、施設を整備します。

- ・ 動線の配慮  
車寄せの設置、通路の幅員確保 など
- ・ わかりやすい施設配置  
受付、トイレ、階段、エレベーター など
- ・ 案内表示の配慮  
インターホン設置、サイン表示の統一 など
- ・ 安全の配慮  
防滑床仕上げの採用 など



## (仮称) 東広島市立美術館基本設計に係るパブリックコメント(意見公募) について

平成32年度中の開館を目指し、昨年度実施した(仮称)東広島市立美術館基本設計について、広く意見を伺い、今後の実施設計に反映させるため、次のとおりパブリックコメント(意見公募)を実施します。

### ○ 計画の案及び資料

「(仮称)東広島市立美術館基本設計について」

### ○ 意見の募集期間

平成29年4月19日(水曜日)～平成29年5月19日(金曜日)

### ○ 閲覧方法

東広島市立美術館、東広島芸術文化ホール、市役所文化課、各支所(地域振興課)・各出張所・図書館、各生涯学習(支援)センター及び市ホームページで資料を閲覧する。

### ○ 意見を提出できる方(意見提出者の該当要件)

次のいずれかに該当する方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内の事務所又は事業所に勤務する方
- (3) 市内の学校に在学する方
- (4) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- (5) パブリックコメント手続の対象となる政策等の案に関し利害関係を有する方

### ○ 意見の提出方法

氏名、住所、年齢(年代のみ)、性別、意見提出者の該当要件、(仮称)東広島市立美術館の設計への意見等を記入の上、次のいずれかの方法で提出する。

#### (1) 持参・郵送の場合

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 東広島市役所文化課

(窓口受付は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)

#### (2) ファックスの場合 082-422-6531

#### (3) 電子申請の場合 《電子申請システムのURLを表示》

※電話・口頭での意見の提出には応じない。

### ○ 提出された意見の取り扱い

提出された意見については、後日その対応方針について、東広島市立美術館、東広島芸術文化ホール、市役所文化課、各支所(地域振興課)・各出張所・図書館、各生涯学習(支援)センター及び市ホームページで公表する。

なお下記に該当する場合は、全部又は一部を除いた形で公表する。

- (1) 東広島市情報公開条例第9条に規定する非公開情報(法令秘情報、個人情報等)が含まれているとき
- (2) 賛否の意思のみが示されているとき
- (3) (仮称)東広島市立美術館の設計に関係のない事項が含まれているとき